

質の高い教育環境の整備について ～学校における業務改善の推進～

1 「学校における業務改善プログラム<第3版>」について (〔資料1〕参照)

(1) 「学校における業務改善プログラム<第3版>」策定の経緯

平成29年3月

「学校における業務改善プログラム」、「学校における業務改善ハンドブック」策定

平成31年3月

「学校における業務改善プログラム<第2版>」

令和3～4年度

「学校における業務改善コンサルティング」のモデル校実施及びその共有



<これまでの成果>

- 勤務時間外在校等時間年間平均80時間以上の教職員…104人(H29)⇒ 1人(R3)
- 「業務改善が進んでいると感じる」…19.8%(H28)⇒38.2%(R3)
- 「ワーク・ライフ・バランスが実現できていると感じる」…36.5%(H28)⇒46.5%(R3)

<課題>

- 国の指針で上限とされている、勤務時間外在校等時間（以下「在校等時間」という）45時間を超える職員が、平成29年度と比べると3割程度減少しているものの、依然として全教職員の1割以上（549人）いること
- 学校により取組状況に差があること



令和5年2月 「学校における業務改善プログラム<第3版>」策定

- ・ 「実践推進校」として19校(〔資料2〕参照)を指定し、好事例等を収集・発信
- ・ 20の「具体的取組」を各校が自校の実情に応じて選択して実践

※ 以下「プログラム<第3版>」という

<達成目標> (令和7年度末時点)

月平均在校等時間が45時間以内の教職員の割合・・・100%(R4実績:86.6%)

年次有給休暇の取得日数12日以上 of 教職員の割合・・・100%(R4実績:84.7%)

(2) プログラム<第3版>にかかる今年度の主な取組

① 全市的に開始した取組 ※項目の()内はプログラム<第3版>の取組に対応

項目	概要	具体、成果等
保護者連絡ツール「totoru」の導入 (1-2)学校・保護者間の連絡のオンライン化)	<p>目的 学校・保護者間の連絡をオンライン化し、当該業務に係る負担を軽減する。</p> <p>開始時期 令和5年4月から全校で実施。</p> <p>内容等 保護者から学校への欠席等の連絡及び学校からの連絡、手紙等の配信をアプリで行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 朝の電話が格段に減り、教員が朝の時間をその日の準備等に活用できるようになった。 保護者向け文書を印刷する時間が削減された。
留守番電話機能の活用 (4-3)留守番電話機能の活用)	<p>目的 勤務時間外の電話対応に係る負担を軽減する。</p> <p>開始時期 令和5年3月に通知。 (これ以前より導入している学校あり)</p> <p>内容等 勤務時間外に学校にかかってきた電話について、留守番電話機能を活用して対応する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 勤務時間外の電話対応が削減され、授業準備等に時間を活用できるようになった。 留守番電話に設定する前に保護者との連絡を済ませるために、学校からの連絡を早い時間に行うようになり、結果として在校等時間が削減された。

② 学校現場との情報共有・好事例の収集

項目	概要	具体、成果等
業務改善実践推進校連絡協議会の実施	<p>目的 各実践校の実施状況(好事例、課題等)や効果的に業務改善を進めるための方策等を協議し、その後の取組につなげる。</p> <p>実施日・回数 7/26、12/25の2回実施。</p> <p>内容等 推進校19校の管理職及び業務改善担当者(2回とも34名参加)が一堂に会して協議する。</p>	<p>以下の内容等を確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 校長等の適切なリーダーシップ及びボトムアップの提案による取組の推進により意識改革が進み、在校等時間の削減につながる。 若年教員増加への対応として、研修の工夫やルールブック等の活用が有効である。 タイムマネジメントを適切に行うために、退勤時間やすべき業務を可視化したり優先順位を適切につけたりすることが有効である。
学校における業務改善の推進に向けた座談会の実施	<p>目的 若手・中堅教職員との意見交換を通して、学校現場の現状を把握するとともに、課題等を探る。</p> <p>実施日・回数 8/1に1回実施。</p> <p>内容等 若手・中堅の教諭、栄養教諭、養護教諭、事務職員の代表20名が校種・職種ごとにグループに分かれて意見交換をする。</p>	<p>以下の意見等が出された。</p> <ul style="list-style-type: none"> プログラム<第3版>の活用・進捗状況に差がある。 教員が業務改善を実感するためには、改善により生まれた時間を可視化すること、ボトムアップの取組を進めること、定期的に管理職とそれ以外の職員で業務改善について協議する機会をつくること。
学校における業務改善推進拡大会議の実施	<p>目的 業務改善の取組を検討するにあたって、学校及び保護者代表との意見交換を行い、より実効性のある取組の実施につなげる。</p> <p>実施日・回数 8/21、1/29の2回実施。</p> <p>内容等 管理職、教諭、事務職員、PTA、教育委員会事務局の代表14名を構成員とし、本市の業務改善の取組について協議する。</p>	<p>以下の説明や意見交換等を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> 教育委員会から、これまでの取組、現状、成果・課題、今後の方針等を説明した。 参加者から、空いた時間の活用を工夫すること、固定観念をもっている教員の意識を変える必要があること、中学校は部活動がネックであることなどの意見等が出された。

③ 教育委員会による支援 ※具体、成果等の（ ）内はプログラム<第3版>の取組に対応

項目	概要	具体、成果等
<p>アセスメントに基づいた学校への指導・助言</p>	<p>実施時期・回数等 主に学校担当課長が学校訪問をする時（全校対象、年2回）に校長と面談する際に実施。</p> <p>内容等 各校の在校等時間や取組状況等について分析し、そのデータ等をもとにして各学校に指導・助言するもの。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・例えば、在校等時間は、その長短だけでなく、職員間にばらつきがあったり特定の教員だけ長かったりするなど、各校により状況はさまざまであるため、各校の実態に応じた助言を行った。 ・前期及び後期の学校担当課長訪問時に実施。後期は前期訪問時の内容を踏まえた視点で実施。
<p>プログラム<第3版>の取組についての支援</p>	<p>実施時期・回数等 必要に応じて随時実施。</p> <p>内容等 プログラム<第3版>の20の取組の各担当課が、全体及び各学校個別に支援等をするもの。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・全体への支援 「1-(2)学校・保護者間の連絡等のオンライン化」 → tetoru 導入 「2-(1)日課表の見直し」 → 小学校教科担任制、授業時数見直しの講習会実施 「2-(5)二学期制の検討」 → 研修会の実施 など ・個別の相談対応等 「3-(1)教員業務支援員の配置拡充及び活用事例等の共有」「4-(4)弾力的な勤務時間の設定」など
<p>講習会、研修会の実施 (小学校教科担任制、二学期制、授業時数見直し)</p>	<p>実施時期・回数等 ・小学校教科担任制についての講習会 (7/19) ・二学期制に関する研修会 (10/12) ・授業時数見直しに関する講習会 (12/18)</p> <p>内容等 各取組の具体的実施方法や利点等を周知するもの。</p>	<p>小学校教科担任制についての講習会 ・一部教科担任制の概要説明、実践している学校からの事例紹介及び質疑応答を実施。夏休み中に実施に向けての準備等ができるよう7月に実施。</p> <p>二学期制に関する研修会 ・二学期制の概要説明、実践している学校からの事例紹介及びグループ協議を実施。</p> <p>授業時数見直しに関する講習会 ・授業時数の見直しについて、中教審の緊急提言を踏まえ、概要説明及び質疑応答を実施。標準授業時数を大幅に上回っている学校については令和6年度に見直すことを前提に点検するとともに、可能な学校は令和5年度から取り組むこととしている。</p>
<p>業務改善推進通信の発信 (【資料3参照】)</p>	<p>実施時期・回数等 10～12月上旬に随時発信。これまで3号まで発信済み。</p> <p>内容等 業務改善についての現状や好事例等を記載した「通信」を全校へ発信することで、広く情報を共有するもの。</p>	<p>1号本市の在校等時間の現状や大幅に減っている学校の紹介。 2号意識改革が進み、在校等時間が大幅に減っている学校の好事例を紹介。 3号P D C A サイクルを回している学校の好事例及び二学期制について業務改善の視点からの解説を記載。</p>

2 業務改善のこれまでの成果

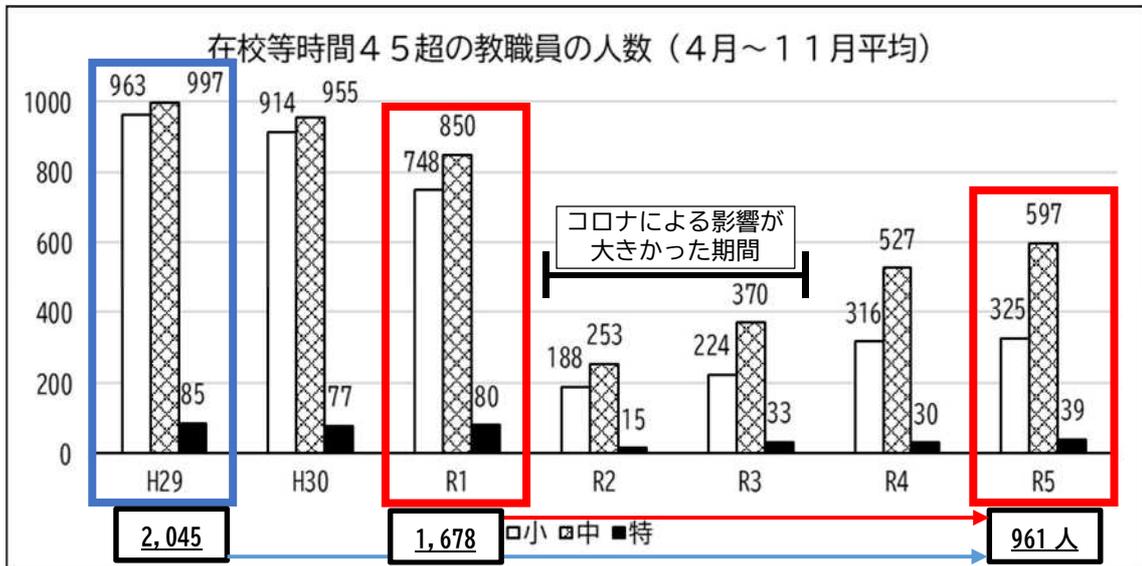
(1) 平成29年度からの成果

【表1】 在校等時間45時間以内の教職員の割合（4月～11月平均）

	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
小学校	67.4%	70.0%	75.5%	93.9%	92.7%	89.7%	89.3%
中学校	39.9%	42.0%	49.7%	84.8%	77.6%	68.1%	63.8%
特別支援学校	87.4%	89.3%	89.3%	98.0%	95.6%	96.0%	94.7%
全体	61.3%	64.1%	69.2%	91.7%	88.6%	84.0%	82.3%

コロナによる影響が大きかった期間

【グラフ1】



※ 令和2年度及び3年度はコロナによる制限等が大きかったため単純比較は難しい

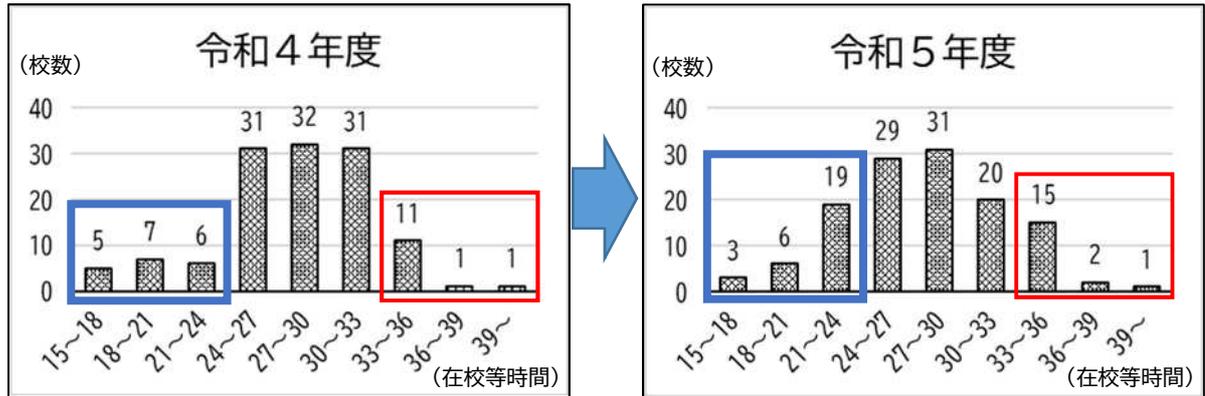
- 【表1】より、「学校における業務改善プログラム」の第1版の策定後、取組を開始した平成29年度から比較して、時間外在校等時間が45時間以内の教職員の割合は約20ポイント増加した（「全体」が61.3%から82.3%に増加）。
- 同様に、【グラフ1】より、45時間を超える教職員の数は、半数以下に減少した（「小・中・特の合計人数」が2,045人から961人に減少）。
- 同じく、【グラフ1】より、コロナ禍直前の令和元年度と比較しても大きく減少した（「小・中・特の合計人数」が1,678人から961人に減少）。



全市的に本格的に取組を開始した平成29年度と令和5年度を比較すると、在校等時間が45時間を超える教職員の数が減少している。

(2) 令和4年度と比較した令和5年度の成果

【グラフ2】4月～11月の学校平均在校等時間の分布の変化（小学校）



- グラフ2より、令和4年度は平均在校等時間が「24時間」から「33時間」の間に多くの小学校が集中していたが、令和5年度には「24時間」以下の学校が、増加した（グラフ青枠部分、「24時間」を下回る学校数が、18校から28校に増加）。

【表2】4月～11月の平均在校等時間が減少している学校数（R4とR5の比較）

小学校	67校/126校
中学校	26校/62校
特別支援学校	3校/8校

- 表2より、各校種半数程度の学校が、令和4年度に比べて令和5年度の平均在校等時間が減少した。
- 一方で、グラフ2及び表2より、在校等時間が増加し、業務改善の推進が十分でないと思われる学校もある。
 （例：グラフ2の赤枠部分。「33時間」を上回る学校数が、13校から18校に増加）



本年度より、プログラム<第3版>を活用して、各学校が実情に応じて取組等を選択しながら業務改善を推進した結果、業務改善が進んだ学校と、推進が十分でないと思われる学校の2つのタイプに分かれた。

※ 中学校、特別支援学校も同様の傾向

3 今後の重点的な取組

(1) 学校の主な課題と課題に応じた個別の対応例

※対応例の（ ）内はプログラム<第3版>の取組に対応

学校の主な課題	対応例
若年教員の割合が増加し、若年教員が教材研究をする時間や、若年教員を指導する時間が増える。	<ul style="list-style-type: none"> ○教材等の保存場所等を明確にし、効果的に共有できるようにする。 (1-3)共有サーバー内のフォルダ体系の統一) ○簡易的な授業参観や研究授業を実施するなど研修方法を工夫する。 ○ルールブック等を作成し、各学校での共通理解事項をあらかじめ共有しておく。
行事等にかかる取組等が、コロナ前の状況に戻っている。	<ul style="list-style-type: none"> ○行事等の目的に照らし「時間をかけて実施する意義があるか」という視点で行事を見直す。 (2-4)学校行事のあり方見直し)
職員の意識改革が進んでいない。	<ul style="list-style-type: none"> ○ボトムアップによる取組が進むような仕組み（業務改善担当の設置等）を構築する。 ○ボトムアップにより提案された取組を即実践してみる（try&errorを繰り返す）。 ○タイムマネジメントに関する研修を実施する。
(中学校) 部活動従事により在校等時間が増加する。	<ul style="list-style-type: none"> ○日課表の工夫や授業時数の見直しを実施し、部活動の実施時間を早める。 ○終了時刻、退校時刻を定める。

教育委員会は、それぞれの「対応例」やその他の取組について、効果を上げている学校の好事例を収集し、各校に共有するとともに、訪問等を行い直接支援する。

(2) 全市的な取組

① 継続・拡大するもの ※取組名横の（ ）内はプログラム<第3版>の取組に対応

小学校

○ 小学校教科担任制の拡大

特に、「持ち合い授業」の拡充に取り組む。実施校数、実施学年が拡充できるよう、各学校の実態に応じて支援していく。

持ち合い授業実施校：R4…47校、R5…78校

中学校

○ 部活動指導員の配置（3-2)部活動指導員の配置拡充及び部活動の段階的な地域移行)

配置校の教員の在校等時間が減少傾向にあるとともに、専門的な指導を受けられることが生徒にも好評であることから、今後も増員していくことができるよう人材確保等に努める。

部活動指導員数：R4…28名、R5…30名

- **部活動地域移行のあり方の検討**(3-2)部活動指導員の配置拡充及び部活動の段階的な地域移行)
「北九州市部活の未来を考える会」の意見をもとに、モデル事業や様々な制度設計に取り組み、部活動の地域移行を進めていく。

共通

- **二学期制の推進** (2-5)二学期制の検討)
校長会と検討を重ねており、小学校については来年度増加していく見込み。

二学期制実施校：R3及びR4…小8、中2、特8
R5…小18、中3、特8

- **標準授業時数を大幅に上回っている学校における授業時数の見直し**
中央教育審議会の緊急提言を受け、本市では小・中学校校長の代表者を交えプロジェクト会議を開催した。その会議や研修会等を経て、年間授業時数が1086時間を上回っている学校は、令和6年度に向けて学校ごとに教育課程の見直しを前提として点検している。また、削減されたことにより生まれた時間を有効に活用するよう、あわせて通知している。

- **教員業務支援員(スクール・サポート・スタッフ)の全校配置**
(3-1)教員業務支援員の配置拡充及び活用事例等の共有)
令和6年度に全小・中学校に配置予定。教員の負担軽減に向け、活用事例等を収集して共有するとともに、積極的な活用を促していく。

教員業務支援員配置校：R4…162校、R5…174校

- **業務改善先進校への訪問型研修の実施**
令和5年度に業務改善が進んだ学校(在校等時間が減少した学校、取組に積極的に取り組んだ学校等)を5校程度選定し、希望者による市内の先進校の訪問を実施する。業務改善が進んでいる学校の実際の様子を視察することで、より効果的な取組を具体的に学ぶ機会を提供したいと考えている。

② 新規に開始するもの

共通

- **学校におけるチラシ等配布の見直し(【資料4参照】)**
学校で配布するチラシ等について、令和6年4月に配布基準を設定する。

小学校の例：今年度4月から12月に配布したチラシ144枚が、
基準に照らすと60枚削減される

学校における業務改善プログラム<第3版>

【概要版】

■改定の趣旨とこれまでの経緯

- ・ ポストコロナを見据えながら、教育DXの推進等、新たな課題に対応
- ・ 持続的に質の高い教育を実現するとともに、教職員のワーク・ライフ・バランスの更なる充実を図る

《これまでの経緯》

本市

H29.3 「学校における業務改善プログラム」策定

H31.3 「学校における業務改善プログラム<第2版>」策定

国（文科省）

H31.3 「学校における働き方改革に関する取組の徹底について（通知）」

R1.12 「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」策定

R4.8～11 「公立小学校・中学校等教員勤務実態調査」実施

■学校の現状と課題

《在校等時間（＝勤務時間外における在校時間から、自己研鑽等の時間を除いた時間）》

- ・ 平成 29 年度以降、月平均在校等時間は、いずれの校種、役職とも減少
- ・ 月平均在校等時間が「80 時間超」「45 時間超」の教職員数は、大きく改善
- ・ 一方で、全教職員のおよそ 1 割が「45 時間超」となっており課題

「80 時間超」・・・H29 年度： 104 人 ⇒ R3 年度： 1 人 大幅に減少
「45 時間超」・・・H29 年度：1,824 人 ⇒ R3 年度：549 人 3割程度減少

- ・ 学校行事や部活動が在校等時間に大きく影響

《「やりがい」や「多忙感」に関する調査結果》

- ・ 「かなり感じる」又は「感じる」の割合が、全ての項目で改善

項目	H28 年度調査	R3 年度調査	増減
仕事が多忙と感じるか	95.0%	93.2%	1.8P減少
仕事にやりがいを感じるか	91.4%	91.9%	0.5P増加
子供と向き合う時間が確保できていると感じるか	44.9%	58.4%	13.5P増加
ワーク・ライフ・バランスが実現できていると感じるか	36.5%	46.5%	10.0P増加
業務改善が進んでいると感じるか	19.8%	38.2%	18.4P増加

※ 対象校203校（全幼稚園、小・中・特支学校）、回答率71.4%（R3年度調査）

■学校における業務改善の目的

- | |
|-------------------------------------|
| ◎ 子どもと向き合う時間の確保や、それに伴う指導準備時間の確保 |
| ◎ 教職員のワーク・ライフ・バランスの充実、メンタルヘルス等の健康保持 |

■本プログラムの達成目標（令和7年度末時点）

- | |
|---|
| ○ 月平均在校等時間が45時間以内の教職員の割合 … 100% (R3実績: 90.3%) |
| ○ 年次有給休暇の取得日数12日以上 of 教職員の割合 … 100% (R3実績: 83.7%) |
| ※ 時間休の累積も含む |
| ※ 付与日数（繰越分含む）が20日以上 of 教職員数を分母とする |

■目標達成のための具体的取組

1 ICTの活用による校務効率化	
(1) 各種申請・報告等のオンライン化	拡充
(2) 学校・保護者間の連絡等のオンライン化	新規
(3) 共有サーバー内フォルダ体系の統一	新規
(4) オンライン型研修・会議の実施	継続
(5) 教員の採点業務に係る負担軽減	新規
(6) 業務用端末の一台化	新規
2 持続可能な学校運営のための工夫	
(1) 日課表の見直し	新規
(2) 平日における部活動実施時間の徹底	拡充
(3) 児童生徒の最終下校時刻の設定	新規
(4) 学校行事のあり方見直し	継続
(5) 二学期制の検討	新規
(6) 「あゆみ」の簡素化	新規
3 外部人材等の積極的活用による学校支援体制の充実	
(1) 教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）の配置拡充及び活用事例等の共有	拡充
(2) 部活動指導員の配置拡充及び部活動の段階的な地域移行	拡充
(3) 学校業務の外部委託等の検討	拡充
4 勤務時間や休暇取得を意識した計画的な業務遂行のための勤務環境等整備	
(1) 定時退校日の設定	拡充
(2) 学校閉庁日の設定	継続
(3) 留守番電話機能の活用	拡充
(4) 弾力的な勤務時間の設定	新規
(5) 適切な休憩時間確保のための工夫	新規

【資料 2】

令和 5 年度業務改善実践推進校一覧

	門司区	小倉北区	小倉南区	若松区	八幡東区	八幡西区	戸畑区
小学校 (10 校)	大里東小 萩ヶ丘小	貴船小	長行小	高須小	高見小	赤坂小 引野小	天籟寺小
中学校 (8 校)	門司中	篠崎中	曾根中 守恒中	二島中	中央中	黒崎中	高生中
特別支 援学校 (1 校)							小池特支



業務改善推進通信

～子どもと向き合う時間の確保とワーク・ライフ・バランスの充実を目指して～

学校・園における業務改善に関する情報をお届けします

この「業務改善推進通信」では、学校における業務改善の取組や現状などを市内の教職員の皆さんにお知らせしていきます。各学校・園での実践にすぐに生かすことできるような内容にしていきますので、ぜひご一読ください。

この業務改善推進通信を一つのツールとして学校と教育委員会が情報を共有し、お互いが両輪となって、学校における業務改善をより一層進めていきましょう。



減ってきています！ 在校等時間！

「在校等時間」は、学校・園における業務改善についての重要な指標の一つです。もちろん、この在校等時間を減らすことだけが目的ではありませんが、在校等時間の状況が、学校における業務改善の進捗状況を測る一つのデータであることは間違いありません。

ここでは、在校等時間の現状と目標をお知らせします。

平成29年度 66.8%



令和4年度 86.6%



令和4年度末現在、目標には届いていませんが、全市で本格的に業務改善に取り組み始めた平成29年度に比べて、約20ポイント上昇しており、確実に学校・園における業務改善は進んでいるといえます。

また、現在本市では、在校等時間に係る目標を以下の通り定めています。

<令和7年度末時点>

月平均在校等時間が45時間以内の教職員の割合・・・100%

「学校における業務改善プログラム<第3版>」より

※ ここでの「在校等時間」は勤務時間外の在校等時間を表します（以下同じ）

今年度の現状は…

この目標達成に向けて、現状として今年度の4～8月の5か月間の平均（小・中・特別支援学校）を下の表に示しています。

月平均在校等時間が45時間以内の教職員の割合（R5.4～8月平均）

小学校	中学校	特別支援学校	全体
92.5%	68.2%	95.5%	85.5%



小学校、特別支援学校では9割を超えており、前年同時期に比べ良好に推移しています。一方、中学校は7割を下回っています。この時期は特に部活動の夏季大会等もあり、その影響が大きいと考えられます。

（ウラへ続きます）

次に下の各表は、各学校において、4～8月の平均在校等時間が45時間以上の教職員がどの程度存在するのかを割合で算出し、その分布を示したものです。

(例：平均45時間以上の教職員が全教職員25名中2名いる学校 → 8% → 「5～10%」)

45時間以上の教職員の割合の分布



<小学校>

0%	0～5%	5～10%	10～15%	15～20%	20%～
46校	19校	30校	11校	11校	9校

<中学校>

0%	0～10%	10～20%	20～30%	30～40%	40～50%	50%～
2校	6校	6校	19校	14校	12校	3校

<特別支援学校>

0%	0～5%	5～10%	10%～
1校	5校	1校	1校

※ 例えば「5～10%」は「5%より大きく10%以下である学校」を表します

ご覧のように、45時間以上の教職員が多い学校、少ない学校、まったくいない学校、様々です。この表をもとに、ぜひご自身の学校がどこに属するか確認をしていただきたいと思います。他校との比較をすることが目的ではなく、自校の「立ち位置」を知るためです。そうすることで、自校の業務改善の進捗状況のある程度測ることができます。

現状を確認し、その後の取組に活かしていきましょう。

大幅に減っている学校があります！

上で述べたように、在校等時間や業務改善の進捗状況は学校によってさまざまですが、中には、学校での工夫により、昨年度に比べて大幅に在校等時間を削減した学校があります。それらの学校の取組の一例を紹介します。



小倉北区 A小学校		八幡西区 B小学校	
R4 4～7月平均	R5 4～7月平均	R4 4～7月平均	R5 4～7月平均
25:55	→ 20:33	32:06	→ 23:00
<ul style="list-style-type: none"> ○ 日課表の見直し、弾力的な勤務時間の設定 1校時の開始を早めるとともに、勤務時間を8:00～16:30に設定 ○ 「18時までに退校」の時間の意識 		<ul style="list-style-type: none"> ○ 個々のタイムマネジメント 個別の定時退校日を設定して時間の意識をもつ、優先順位をつける、退勤時間が遅い職員の仕事を可能な限りシェアする など 	

これらの学校に共通していることは、具体的な取組（「学校における業務改善プログラム<第3版>」の取組）を積極的・組織的に実施することで、教職員が「時間の意識」をもつことにつながり、個々のタイムマネジメント力が向上していることです。

次号以降、それらの学校により具体的な取組についてお伝えしていきます。





～子どもと向き合う時間の確保とワーク・ライフ・バランスの充実を目指して～

業務改善を推進するためのカギとは…!?

現在、各学校・園において業務改善を推進するための様々な取組が実践されていますが、各学校・園によって進捗状況（在校等時間）には差があるということは前回お伝えした通りです。では、進んでいる学校とそうでない学校の違い、そして、業務改善を進めるための「カギ」はいったい何なのでしょう。

それは、ズバリ「意識改革」です。今回は、職員の意識改革がなされ、在校等時間の削減等の成果をあげている学校のうち、2校を取り上げさせていただき、そこに至るまでの取組を紹介します。

引野小学校 意識改革への道のり

引野小学校は、4～7月の平均在校等時間が、昨年度に比べてひと月あたり約8時間減少しました。職員の「意識改革」が進むまでの過程を、西原校長先生、草村教頭先生に伺いました。

モデル校からの
チャレンジ

共通実践による
効果の実感

意識改革！

モデル校からのチャレンジ

引野小学校は、令和3年度に「業務改善コンサルティング」のモデル校として様々なことに取り組んできました。取組のスタートとして、業務改善について職員同士で課題を出し合い、整理し、どうやって解決していくかを話し合いました。しかし、始めのうちは「話し合い自体が負担だ」という声もありました。



共通実践による効果の実感

それでも、その話し合いで決められた取組として、まずは環境整備（職員室・教具室等の整理整頓、鍵置き場の整備等）に取り組み、そのよさを実感しました。先生方が自分たちで決めた取組だからこそ継続できるし、また、効果をより実感できたのです。

意識改革

効果を実感することで、先生方の業務改善に対する「意識」が変わってきました。仕事の終わりの時間の「意識」、終わりの時間に間に合わせるために効率的に仕事に取り組む「意識」、そして、学校全体で業務改善に取り組もうとする「意識」も高まりました。今では、学年で声をかけ合い、早く帰る雰囲気も生まれ、在校等時間も大きく削減されてきました。



職員が自分たちで話し合い、取り組むことを決めて実行する、いわゆる「ボトムアップ」のかたちで業務改善の取組を進めた結果、先生方の「意識」が変わってきました。令和3年度のコンサルモデル校が終了した後も職員会議等でこの話し合いを少しずつ行い、継続して取り組んでいます。

(ウラへ続きます)

守恒中学校 意識改革への道のり

守恒中学校は、4～7月の平均在校等時間が、昨年度に比べてひと月あたり約5時間減少しました。引野小と同様に、白石校長先生、山下教頭先生にお話を伺いました。

業務改善実践推進校
としての決意

「思いついたら即実践」
することによる
効果の実感

意識改革！

業務改善実践推進校としての決意

守恒中学校は「令和5年度業務改善実践推進校（市内19校）」の1校に指定されました。このことを受け、校長先生はこれまで以上に、業務改善を推進することを決意し、先生方にも想いを伝えました。その中で、「業務改善は誰かがしてくれるものではなく、自分で仕事や時間を管理して行うものである」ということを丁寧に説明したそうです。

そして、同時に先生方の考えも積極的に受け入れ、取り組んでいくことになりました。



「思いついたら即実践」することによる効果の実感

校長先生の思いが伝わると、会議の効率的な進め方や教員業務支援員への依頼業務内容についてなど、先生方からどんどん業務改善の取組が提案されてきました。これらの案は、各学年で1名ずつ決められている「業務改善担当」の先生から学年の意見として提案されることもあれば、普段の何気ない「こんなことができたらいいな」という先生同士の会話から発案されたものもたくさんあります。



案が出されると、校長先生は「いいね、やってみよう」とゴーサインを出します。とにかく、やってみるのです。やってみて、その効果を検証し、うまくいかなかったり、効果がなかったりすれば、やめればいいだけのことなのです。こうして、この「提案」→「承認」→「実践」→「検証」のサイクルを積み重ねることで先生方の中にも「自分たちの提案で業務改善が進んでいる」という実感がうまれてきました。



意識改革

先生方が「業務改善が進んでいる」と実感することで、業務改善に取り組む「意識」が少しずつ高まってきました。そうなるとともに、時間を「意識」して仕事をするようになり、「帰れるときは早く帰る」という帰宅時間についての「意識」も高まってきました。

先生方が意見を提案して取組を進めるところは、引野小の「ボトムアップ」と同じです。一方で、校長先生の推進校としての決意や、「思いついたら即実践」する、「トップダウン」のかたちもうまく機能している例であると言えます。

引野小学校と守恒中学校では、ボトムアップとトップダウンがうまく機能して業務改善が進んでいます。この2校は「スタートの方法」は異なります。しかし、とにかく「やってみる」こと、そしてその先には、「効果の実感」「意識改革」があることは共通しているのです。

やってみる → 効果の実感 → 意識改革

この流れが、学校・園における業務改善を進めるためのキーワードであることは間違いなさそうです。「なかなか業務改善が進まない」と感じている学校は、ここからスタートしてみてもいいでしょうか。





～子どもと向き合う時間の確保とワーク・ライフ・バランスの充実を目指して～

「PDCA」の「C」の時期になりました！

各校でスクールプラン(以下「SP」)を定め、年3回の評価・改善等を行っているように、業務改善の取組についてもそれまでの実践を目標に照らして振り返り、次につなげる、いわゆる「PDCAサイクル」を回すことが大切です。皆さんの学校・園では、業務改善に関することについて、振り返りのアンケート等を実施して、その後の取組につなげることができているでしょうか。

今回は、このPDCAサイクルを回す仕組みを構築している学校の取組について紹介します。

萩ヶ丘小学校の取組

「業務改善推進アンケート」の実施

萩ヶ丘小学校では、夏季休業期間中に業務改善に関する教職員向けアンケートを実施し、今年度「業務改善実践推進校」として定めている重点取組項目について振り返りました。その後、各個人から出された提案について職員全体で共有するなど、実践可能な案は具体的に取組んでいきました。例えば「定時退校日の設定」について、各職員が目標(週1回の定時退校の実現)に対する現状を定期的に確認できるよう掲示や声掛けをし合い、達成率を上げていきました。さらに、一層の達成率の向上に向けて、冬季休業日前に成果や改善点について回答を求めるようにするなど、現状から次につなげることができるよう工夫しています。



高須小学校の取組

「働き方に関する満足度アンケート」の実施

高須小学校では、自校の働き方改革の到達度をより詳細に測るため、本アンケートを今年度から実施しています。「自分の業務量は適切だと思いますか」など、8項目について選択型で回答する形式です。この結果をもとに組織体制や業務改善の取組を見直し・改善して、学校運営に生かしています。12月にも実施し、前回からの変容についても分析する予定です。

自己評価・自己申告の面談におけるフィードバック・価値づけ

SPの重点目標の1つに「高須小 定時退校のための心得8か条の浸透」を定めており、指標にも設定しています。このことについて、上記の「満足度アンケート」で到達度を測るとともに、職員が自分の「自己評価・自己申告」にこの「8か条」の内容について記載するようにし、校長先生との面談でフィードバックや価値づけが行われています。



これらの取組等を行うことで、業務改善に関して、学校全体としてだけでなく、職員個人としても、PDCAサイクルが回るようにしています。

12月になりました。各学校でSPに係るアンケート等を実施するなどしてPDCAの「C」を実施すると思いますが、ぜひその際は各校・園における業務改善に関する取組についても、「Check」し、「A」を経て、新しい「P」につなげていってください。

(ウラハ続きます)

事例紹介

「学校における業務改善プログラム<第3版>」に記載されている20の「目標達成のための具体的取組」について、本市の現状や学校の取組事例等を紹介していきます。

今回は、「2-(5)二学期制の検討」についてです。

事例1 「二学期制の検討」について

10月12日に「二学期制に関する講習会」が実施されたことや、学校教育課から「令和6年度における『学期を二学期にする承認願』の提出について」が発出されたこと等を踏まえ、今後各学校において、来年度の二学期制の導入について検討されることと思います。

今回はこの二学期制導入の際の効果等について、業務改善に着目した内容を中心にお伝えします。検討の参考になれば幸いです。

まず、二学期制は、

学校の課題解決や特色ある学校づくりを積極的に行うこと

を目的として導入するものです。

従って、導入する際には「子ども」と「教員」の2つの視点から検討し、導入することで、以下の4つのことにつながっていくかどうかが大きなポイントです。

<子どもの視点から>

学習改善

人間関係形成

<教員の視点から>

業務改善

人材育成

そして、教員の「業務改善」に着目すると、効果として以下のものが考えられます。

- ・ 「あゆみ」「通知表」作成の回数が減る。
- ・ 長期休業中に成績処理や「あゆみ」「通知表」作成の準備を進められる。
- ・ 始業式等の削減で授業時数を確保でき、ゆとりある教育課程の実施につながる。 など

つまり、今まで7月、12月、3月に業務が集中していましたが、その回数が減るとともに、ピークをずらし、時間をより有効に使うことができるようになります。結果、その効果として、子どもと向き合う時間が確保でき、子どもの学習改善、人間関係形成につながるという好循環がうまれると考えられます。

では、すでに実施している学校は実際に業務改善につながっているのでしょうか。その検証のために、指標の1つとして、在校等時間を集計して比較しました。

R4年7月平均	R5年7月平均	R4年9,10月平均	R5年9,10月平均
26:45	21:44	30:34	30:08

※ R5年度より二学期制を導入した小学校10校の平均

今年度より二学期制を導入した小学校は、7月の在校等時間は平均約5時間減少しました。さらに、「学期末」となる9、10月の在校等時間は約30分減少しています。

また、今まで6、7月に慌ただしく行っていた成績処理等を、比較的時間に余裕がある夏休みに行くことで、余裕をもってじっくりと行うことができ、より適切な評価につながったという声も聞かれました。業務改善だけでなく、より質の高い教育にもつながっているといえます。

以上のような目的やポイント、効果等を踏まえ、未導入の学校におかれましては、特色ある学校づくりの創造に向けた取組を推進する一つの手立てとして、そして業務改善につなげる手立てとして、来年度以降の導入についてご検討ください。

(二学期制導入の手続き等の詳細について不明点等がある場合は学校教育課へお問い合わせください。)

※ 次回は、事例2「弾力的な勤務時間の設定」についてお知らせする予定です。

■ 学校におけるイベントチラシ等配布の見直しについて

1. 基準設定に至った背景

- 学校へのチラシ配布については、近年イベント等の周知が中心となっており、その数が年々増えていることから、学校ではチラシの配布作業が教職員の業務負担になっている状況がある。また、配布物の内容に関して、様々なご意見や問合せがあり、対応に苦慮する場面も生じている。
- 国の動向として、文部科学省では、平成31年に取りまとめられた答申を受けて「学校における働き方改革推進本部」を設置した。ここで「学校現場の負担軽減に理解・協力を求める」とともに、その例として「子供・家庭向けの周知」の現状と負担減への配慮を求める内容が示されている。
- 今後は、原則以下の配布基準を満たしたものに限定して配布を行う。これにより、全体の配布数を減らし、学校の先生方の業務改善につなげるとともに、情報を精査することで子どもたちの学習環境の維持につなげたい。

2. 配布基準

《全市の学校で、配布が可能となるチラシ・ポスター等の基準》

- ① 教育委員会主催、または共催のもの。
- ② 市主催、または共催のもの。
※ 市の指定管理制度を導入している施設自体が主催するものを含む。
(指定管理者制度導入施設例：北九州芸術劇場、到津の森公園など)
- ③ 国や県、他自治体主催、または共催のもの。
- ④ 各校におけるPTA関係、コミュニティースクール等、校区内の地域行事等に関わる事業のもの。
※ 判断に迷う場合は、教育委員会と相談を行う。

※ 全ての基準において、配布の方法については、学校長が判断する。

例：全員に配布、お手紙ボックスの活用、掲示板等への掲示 等

※ 上記の配布基準以外については、原則配布を行わない。イベント等の周知も原則行わない。

3. 適用時期

- 基準の適用、実施のタイミング

→ 令和6年度4月1日～

これまで配布対象となっていたイベントの主催者等関係者に向けて、校長会長の要望に基づいた教育委員会作成の文書により、配布基準等について伝える。